

国公立大学の授業料等の減免措置の概要

〔国立大学〕

授業料免除（平成13年度国立学校全体で約10万人、約197億円）

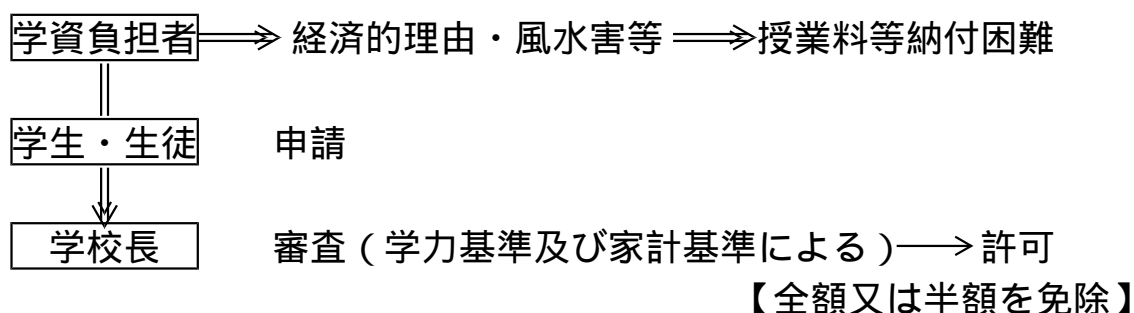
- 要件 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、
- ・学業優秀と認められる場合
 - ・休学、死亡、風水害等やむを得ない事情があると認められる場合

「風水害等」とは、授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学者は入学前1年以内）に、学生・生徒又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合を指す。

入学料免除（平成13年度国立学校全体で約3千4百人、約6億円）

- 要件 経済的理由により入学料の納付が困難であり、
- ・入学前1年以内に、学資負担者が死亡
 - ・入学前1年以内に、学生・生徒又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。

手続き 各国立学校長に対して申請。



（参考）平成15年度国立大学学部学生（昼間部）初年度納付金

授業料	520,800円	年額を半期毎に全額又は半額免除
入学料	282,000円	全額又は半額免除

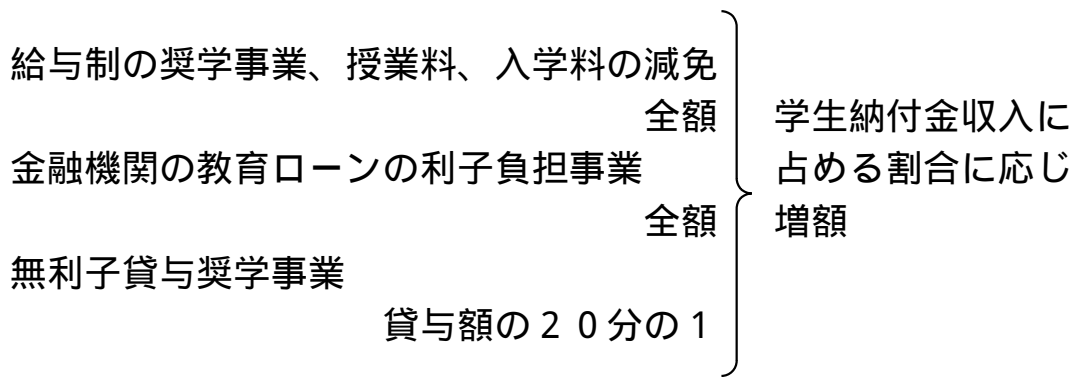
〔公私立大学〕

公私立大学の授業料・入学料については、設置者（地方公共団体・学校法人）が判断。（減免措置の例有り。）

授業料免除等奨学事業を実施した私立の大学・短期大学・高等専門学校への国の助成措置

（制度の概要）

私立大学等における奨学事業の実施状況に応じて、私立大学等経常費補助金の配分の際に、補助金を増額する。



平成13年度は、総額約22億円（全大学の奨学事業支出総額の約3割）を増額して補助した。